

# 第 1 章

## 計画策定の趣旨

---



## 第1節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」としている。

さらに、策定に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて策定する基本構想との整合（同条第3項）に加え、関係する他の市町村計画との調和（同条第4項）が必要とされている。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3では、一般廃棄物処理計画には、基本的事項を定める「一般廃棄物処理基本計画」と基本計画の実施のために必要な「一般廃棄物処理実施計画」を位置づけており、各々所定の事項を定めるものとしている。

安来市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、以上に基づき策定するものであり、具体的内容については、廃棄物処理法第6条第1項の規定及びそれに基づく「ごみ処理基本計画策定指針」、「生活排水処理基本計画策定指針」によるものとした。

## 第2節 本計画の性格と役割

本計画は、安来市（以下「本市」という。）が、一般廃棄物を適正に処理するために推進すべき施策・事業の基本方針を示すとともに、今後の環境行政執行のための目安を示したものである。

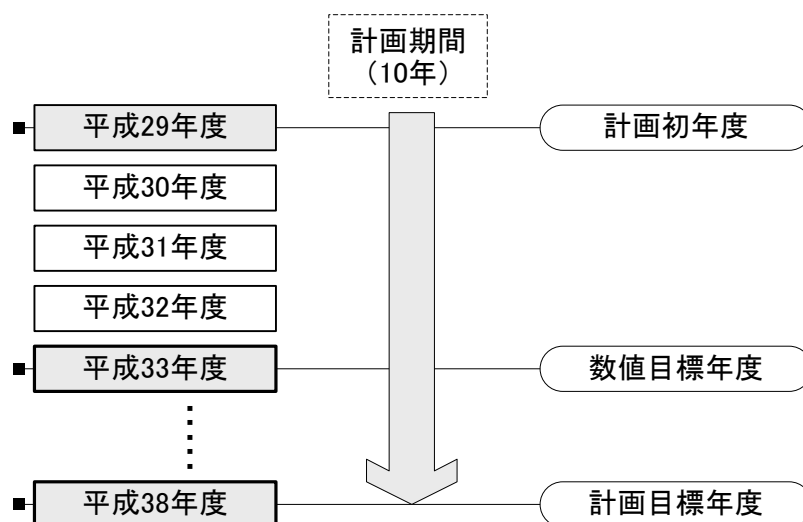
したがって、今後、本計画をよりどころとしつつ、市民・事業者・行政が一体となって具体的な行動計画を検討・策定し、実効性のあるごみ減量施策や生活排水処理施策を展開していくとともに、循環型社会の形成を目指した新たな一般廃棄物処理システムを確立させていくものである。

### 第3節 計画の期間

「ごみ処理基本計画策定指針」及び「生活排水処理基本計画策定指針」によると、長期計画の目標年度は、概ね10～15年とされていることから、本計画は、平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年度とする10カ年計画とするものとした。また、概ね5年ごとに改訂することとして、数値目標を5年後の平成33年度に設定した。

なお、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、適宜、見直しを行うものとする。

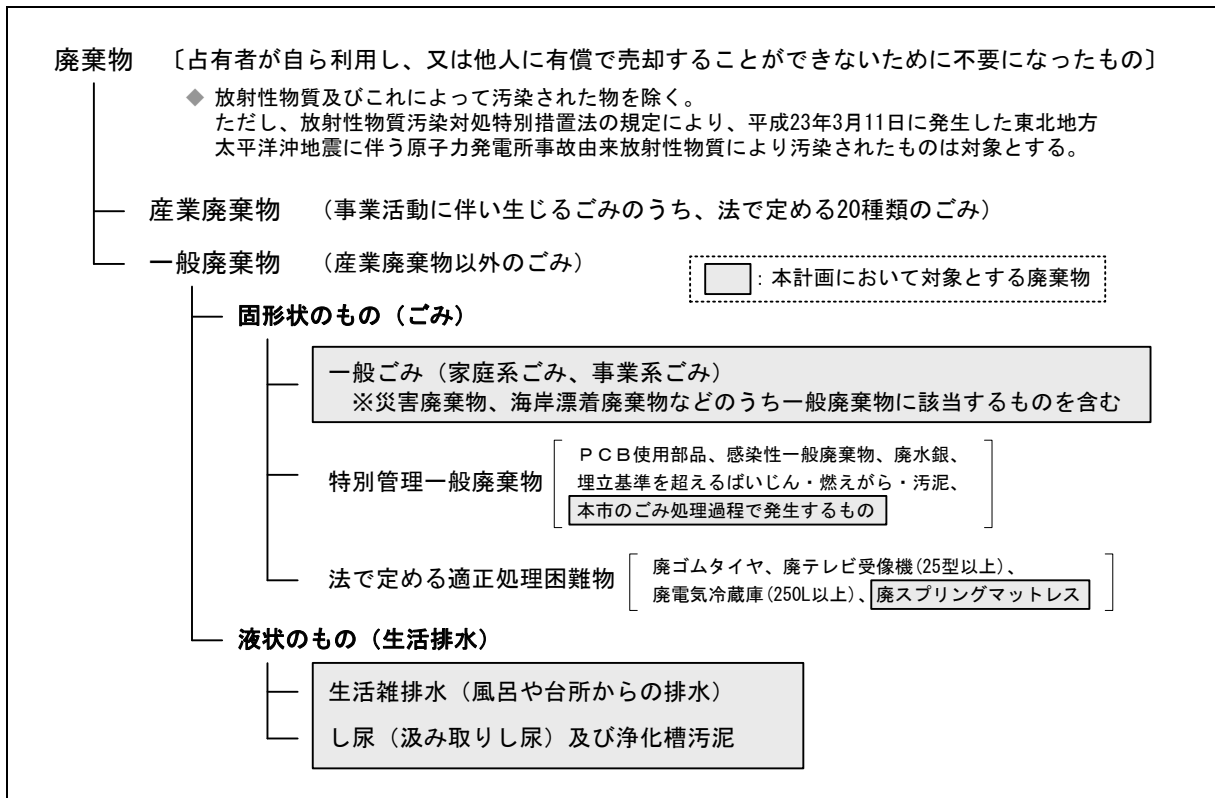
図表 1-3-1 計画期間



## 第4節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表1-4-1に示すとおり、一般廃棄物のうち固形状のものである「ごみ」及び液状のものである「生活排水」とする。なお、これらのうち本市による処理・処分が困難であるものは対象外とし、これらの取り扱いについては図表1-4-2に示すとおりとする。

図表 1-4-1 本計画の対象廃棄物



図表 1-4-2 本計画において対象外とするごみとその取り扱い

区分	取り扱い
PCB使用部品	製造メーカー等に引き渡すこととする。
集じん灰	専門業者に引き渡すこととする。（本市のごみ処理過程で発生するものを除く）
廃水銀	専門業者に引き渡すこととする。
医療廃棄物	医療機関もしくは専門業者に引き渡すこととする。
家電リサイクル法対象品目	テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、衣類乾燥機については、許可業者への引き渡し、指定場所への持ち込み及び販売店引取りとする。
パソコン	製造者等の引取りとする。
その他本市で指定する受入しないごみ	以下のごみは取り扱わず、販売店もしくは専門処理業者に引き渡すこととする。 ・バイク、タイヤ、鉛バッテリー、消火器、ガスボンベ、薬品、オイルなど ・灯油、塗料、ボイラー、除雪機、農機具、農業用ハウス・ビニールなど ・石、土砂など その他、有害性・危険性・引火性のあるもの、著しく悪臭を発生するもの、本市の処理施設の管理または処理作業に支障をきたす恐れのあるもの。